

43

## 太平洋戦争後の新しい教育

## ■六三制のスタート

一九四五年（昭和二十）八月十五日、太平洋戦争は終結した。連合軍総司令部は、文教行政の勧告や指導を行い、戦時教育体制の停止と切換えなどを指示した。これにより、戦時下の教科書のうちで

超国家主義、軍国主義によって編集されたもの、神道思想しんどうを教えるようなもの、戦後の国情に合わない内容のものは、すべて墨で塗りつぶして使うことになった。当時、福生第一国民学校は初等科一八学級、高等科四学級、計二二学級、教員数は計二三名、福生第二国民学校は初等科一〇学級、高等科二学級の計一二学級、教員数は一六名であった。

二年後の一九四七年（昭和二十二）二月、文部省は新学制実施方策について発表し、三月「学習指導要領一般編」を発表した。一方、法整備も急がれ「教育基本法」「学校教育法」が公布施行され、それまでの「国民学校令」「中等学校令」「師範教育令」が廃止された。そして四月一日、新学制による小中学校が発足し、福生町立福生第一国民学校と福生町立福生第二国民学校は、福生町立福生第一小学校、福生町立福生第二小学校となった。教科は国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育、自由研究で、修身、国史、地理がなくなり、新しい教科として社会が設けられ



福生中学校新築校舎 昭和26年、熊川845番地に建設された。敷地は田村和一氏の寄付などにより9,900坪が確保された。



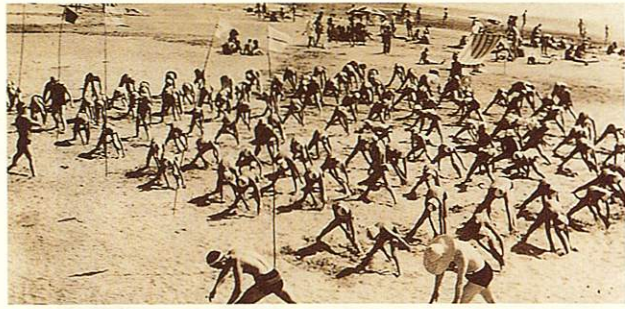
学校給食(福生第四小学校) 昭和22年に開始される。食糧不足と栄養不足を補うためでもあった。

た。教科書は、一九四八年(昭和二十三)「教科書用図書検定規則」が施行され、国定教科書から検定教科書へと変わった。

子どもを一人の社会的人格として認める気運も高まった。「児童憲章」は、子どもの権利を社会的に確認し、その保障にあたる親や社会の義務と責任を章典化したものである。一九四七年(昭和二十二)の「児童福祉法」施行後、さまざまな施策が行われたものの、実態は思うように改善されず、「児童憲章」制定の気運が高まったのである。国民各層の代表者からなる児童憲章制定会議では、二年の歳月をかけて「児童憲章」の決定をみ、国民の祝日となって三年目を迎えた一九五一年(昭和二十六)の子どもの日に、憲章は制定された。

当時は、戦後の人口の増加にともない児童生徒数が急増し、学校の設備は当然のことながら追いつかず、二部授業や仮教室の設置などでのしがざるをえなかった。一九四七年(昭和二十二)新学制によって、小学校六ヶ年と中学校三ヶ年が義務化された。この年の四月、福生町立福生中学校の設立が認可され、五月六日に、福生第一小学校を仮校舎として開校式が挙行された。教員数一四名(七月から一五名)で、三年を除いて一、二年は、午前と午後に分けた二部授業を実施した。

その年の五月十四日、福生中学校建設委員会が設立された。翌二十三年四月十三日、牛浜一六二番地に新校舎の一部が竣工し、第一小学校の仮校舎から移転して、窓にガラスのない校舎で授業が始まった。七月二十三日、工事はほぼ完成をみたので、全職員と全生徒の移転で、全部の引越しを



臨海学校(千葉県鶴原の海岸 福生第一小学校)



福生第一小学校運動会(昭和29年)

三月に制定された「教育基本法」は、平和国家および社会の一員としての人格の完成をめざすべきことを示していた。すなわち、型にはまった教育では目的達成は遠くなるとし、それまでの「皇国民育成」の教育から「人格完成をめざし、平和国家社会の形成者の育成」へと大きく転換したのである。また一九四九年(昭和二十四)には、視聴覚教育が発足し、昭和二十五年に『白雪姫』、翌昭和二十六年に『バンビ』などの映画鑑賞が行われた。

完了した。新制中学校の落成式は、十一月二十一日午前一時から、新校舎のグラウンドで挙行された。

学校給食が始まったのは、一九四七年(昭和二十二)十一月からである。食糧不足と栄養不足を補うため、ミルク(脱脂粉乳)と味噌汁の副食給食であった。三年後の昭和二十五年九月から、義務教育の小学校では、すべて給食を実施することとなった。

一九四七年(昭和二十二)